

産休・育休取得推進 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日～令和 4年 3月31日までの3年間
2. 内容

目標：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年 4月～ 法に基づく諸制度の調査及び情報収集
- 令和 2年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布
- 令和 3年 3月～ 職員に対する研修内容の検討
- 令和 3年 4月～ 職員の研修の実施